

北九州市業務委託最低制限価格制度実施要領

北九州市業務委託最低制限価格制度試行実施要領（令和３年２月１日北九技契制第１８６４号）の全部改正

（目的）

第１条 この要領は、競争入札により業務委託契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０第２項及び北九州市契約規則（昭和３９年北九州市規則第２６号）第１３条第３項の規定により最低制限価格を設ける場合の取扱いについて定める。

（最低制限価格制度の対象業務）

第２条 この要領に基づく最低制限価格を設定する業務は、次に掲げる業務のうち、予定価格が５００万円を超える業務とする。ただし、北九州市契約規則の運用について（昭和５２年４月１日北九財調第３号）第１３条関係の２第２項に規定する契約は除く。

- （１）建築物の清掃業務
- （２）建築物の警備業務（機械警備を除く。）
- （３）前各号と併せて契約する設備の運転・監視業務及び日常点検保守業務並びに執務環境衛生管理業務
- （４）樹木剪定業務、草刈業務及び除草業務

（最低制限価格の算定）

第３条 前条第１号から第３号までに規定する業務の最低制限価格は、次に掲げる額の合算額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に１０分の８を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に１０分の８を乗じて得た額とする。

- （１）直接人件費の額に１０分の８．６を乗じて得た額
- （２）直接物品費の額に１０分の７を乗じて得た額
- （３）業務管理費の額に１０分の７を乗じて得た額
- （４）一般管理費等の額に１０分の７を乗じて得た額
- （５）前各号の経費項目により計上することが困難であると認められる経費については、１０分の８を乗じて得た額

２ 前条第４号に規定する業務の最低制限価格は、予定価格に１０分の６を乗じて得た額とする。

（入札参加者への周知）

第４条 最低制限価格を設けるときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明記するものとする。

（入札の執行）

第５条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。

２ 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在する場合は、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

３ 第１項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しない場合は、入札執行者は、再度入札をすることができるものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者については、再度入札に参加させないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、業務委託における最低制限価格制度に関し必要な事項は技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、令和5年1月11日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する契約から適用する。ただし、契約期間（履行期間）の始期が令和5年4月1日以降の契約に限る。